

熊本県医師修学資金貸与条例施行規則（平成 21 年熊本県規則第 9 号）新旧対照表

旧	新
<p>(修学資金の種類等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 3 条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 第 1 号被貸与者 条例第 2 条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の 4 月から大学に在学している場合にあつては、4 月。次号において同じ。)から大学を卒業する _____ 日の属する月までの期間 _____</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(修学資金の種類等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第 3 条の規則で定める修学資金の貸与の期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 第 1 号被貸与者 条例第 2 条の規定により知事が修学資金の貸与を受ける者として選定した日の属する月(当該月の属する年度の 4 月から大学に在学している場合にあつては、4 月。次号において同じ。)から大学の正規の修業年限を修了する日の属する月までの期間。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>